

経営革新を支援する国の施策

国の中小企業支援策はいろいろありますが、その中でも、新事業展開を積極的に進める中小企業を支援するための法律として「**中小企業新事業活動促進法**」があります。そして、この法律に基づいて作成した「経営革新計画」が、都道府県等から承認を受けると、**課税の特例・助成金・融資制度**などの様々な支援措置の対象となります。

また、「経営革新計画」策定の際に、自社の現状把握と今後の対応を吟味していくことで、経営者の頭の中を整理することにつながり、さらに、承認申請の際に事業が自己満足のものでないか等を外部から検証してもらうことで、事業の実現可能性を客観的に判断し、改善のきっかけとする効果も期待できます。

ですから、それほど支援策を受ける必要性がない企業でも、あえて「経営革新計画」の承認申請にチャレンジすることも少なくありません。

◆「経営革新計画」とは

中小企業新事業活動促進法に基づいた、具体的な数値目標*を含むビジネスプランのこと。

*付加価値額アップ：3年で9%、または、5年で15%（付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費）

経常利益アップ：年率1%（毎年1%伸ばす必要はなく、3年計画なら3年間で3%以上、5年計画なら5年間で5%以上を達成する）

中小企業新事業活動促進法

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」は、利用者にとってわかりやすい施策体系にするため、①中小企業経営革新支援法、②中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法、③新事業創出促進法の3法律を整理統合するとともに、施策体系の骨太化を図って、中小企業の新たな事業活動の促進を柱とした法律です。

この法律では、中小企業の新たな事業活動を促進するため、「創業」、「経営革新」、「新連携」の取り組みを支援するとともに、これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境基盤の充実を図るために、様々な支援を規定しています。

